

相続税の非上場株式物納制度について

Q：平成18年度税改正で、相続税の非上場株式物納要件が緩和されたそうですが、内容を教えてください。

A：譲渡制限株式以外は物納適格となります！

1. **物納制度とは**：相続税は金銭一括納付が原則ですが、資金不足で延納も困難な場合に、物納適格財産があれば、申請して許可を受けて相続財産で納税（相続税評価で収納）する制度です。質権他担保目的の財産、所有権係争中の財産、共有財産、譲渡制限のある株式等は物納不適格財産です。
2. **非上場株の物納**：改正前は、相続財産の殆どが非上場株であり他に適当な財産がなく、当該株式が物納不適格株式（質権その他担保権の目的になっている株式・譲渡制限株式・売却できる見込みの無い株式等）でない場合にのみ物納可能でした。改正後は、**譲渡制限株式のみが物納不適格で**、その他の株式で以下の・のいずれかに該当する株式は物納可能となりました。
 - ・ 株式発行会社がイ～ハのいずれの要件も満たし、売払いが確実に経営内容から物納を適当と認める場合。
 - イ． 直近2期の総資本経常利益率、売上高経常利益率及び総資本回転率のいずれか2指標が「法人企業統計調査」の同業種直近2カ年平均比率を超えている。
 - ロ． 発行会社の直近2期の税引後当期利益がプラス。
 - ハ． 発行会社の直近2期の配当可能利益（当期未処分利益及びその他資本剰余金）がある。
 - ・ に非該当でも、物納株式を買戻す者（随意契約適格者たる買受希望者）がいる場合。

通常、物納非上場株は、原則年1回以上の競争入札により処分され、処分できない場合は、年1回以上随意契約適格者に買取り要請を行います。この「**随意契約適格者**」とは、主要株主・役員・当該株式発行会社・継続的取引関係者等です。但し売払い時に、必要な手続書類を提出する旨の確約が必要です。

3. **留意点**：物納後は、国から随意契約適格者に買受けの打診があり、買受け意向が無ければ、一般競争入札で処分されます。買受希望者は原則1年以内に、買受けが求められます。買受け人を予め準備しなければ、競売にかけられる可能性があります。相続時に資金不足の為とみえず自社株物納を選択する場合は、1年以内に自社・関係会社等で買戻す準備が必要です。

平成18年11月
税理士法人石井会計
代表社員 石井栄一
(公認会計士・税理士)